

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法施行規則の一部を改正する省令」の公布等について（通知）

医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 52 条第 1 項（第 70 条の 14 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により医療法人及び地域医療連携推進法人は、毎会計年度終了後三月以内に事業報告書等を都道府県知事に届け出なければならないとされており、また、法第 52 条第 2 項（法第 70 条の 14 の規定により読み替えて準用する場合を含む。）により都道府県知事は、当該事業報告書等について請求があった場合には、閲覧に供さなければならないこととされています。

これについて、令和 4 年 3 月 31 日に医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 58 号。以下「改正省令」という。）が公布され、これまで紙媒体によって届け出られ、紙媒体により閲覧が行われている事業報告書等について、令和 4 年 4 月 1 日より、アップロードによる届出を可能とし、令和 5 年 4 月 1 日より、インターネットの利用等により閲覧に供することとなりました。

改正省令による医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号。以下「規則」という。）の改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。併せて、今般の改正に伴う運用にあたり、遺漏のないよう対応方よろしくをお願いいたします。

記

第 1 改正省令の概要について

- 1 医療法人による事業報告書等（※）の届出について、規則第 33 条の 2 の 12 において、当該届出の方法に関する規定を新設し、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体を活用して医療法人若しくは地域医療連携推進法人が事業報告書等を内容とする情報を記録し、都道府県知事と同一の情報を閲覧することができる状態に置く電子的な届出方法又は書面の提出により当該届出を行わなければならないこととする。

2 都道府県知事による閲覧事務について、規則第 33 条の 2 の 12 第 5 項において、当該閲覧の方法について改正し、インターネットの利用その他適切な方法により行うこととする。

(※) 法第 51 条第 1 項の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者(理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者をいう。)との取引の状況に関する報告書その他厚生労働省令で定める書類、法第 52 条第 1 項第 2 号に掲げる監事の監査報告書及び同項第 3 号の公認会計士等の監査報告書をいう。

第 2 改正の内容

1 医療法人による事業報告書等の届出について

① 法第 52 条第 1 項(法第 70 条の 14 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による事業報告書等の都道府県知事への届出方法は、以下のいずれかの方法とすること。

ア 医療法人及び地域医療連携推進法人が事業報告書等を医療機関等情報支援システム(G-MIS)に記録して電子的に届け出る方法

イ 医療法人及び地域医療連携推進法人が事業報告書等を郵送等により届け出る方法

② ①アの電子的に届け出る方法にかかる具体的な操作手順は別紙マニュアル(医療法人用・自治体用)を参照すること

2 都道府県知事による閲覧事務について

① 法第 52 条第 2 項(法第 70 条の 14 の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による都道府県知事が行う事業報告書等の閲覧事務について、都道府県のホームページ等に掲載するなどインターネットの利用により実施することとする。

(※) インターネットの利用が困難な者に配慮し、インターネットの利用に加え、従前の閲覧方法を継続することは差し支えない。

② 閲覧者や閲覧内容の確認等にかかる事務手続については、これまでどおり都道府県の実情に沿って適切に取り扱われたいこと。

第 3 施行期日

改正省令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、第 2 の 2 の改正については令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。

第 4 関係通知の改正

改正省令の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

○厚生労働省令第五十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五十二条（同法第七十条の十四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医療法施行規則の一部を改正する省令
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

(事業報告書等の届出等)		
第三十三條の二十二 法第五十二條第一項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。		
一 電磁的方法を利用して自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法		
二 書面の提出		
2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第五十二條第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとする。		
3 第一項第一号の措置が講じられたときは、前項の規定により厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に法第五十二條第一項の規定による届出を受けるべき都道府県知事に到達したものとみなす。		
4 第一項第二号に規定する方法による届出を行う場合には、法第五十二條第一項各号に掲げる書類（第三十三條第一項第一号に規定する書類については、法第四十二條の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十條の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同條第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）には、副本を添付しなければならない。		
5 法第五十二條第二項の閲覧は、同條第一項の届出に係る書類（第三十三條第一項第一号に規定する書類については、法第四十二條の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十條の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同條第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）であつて過去三年間に届け出られた書類について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。		
(医療法人の計算に関する規定の準用)		
第三十九條の二十二 前章第四節（第三十二條の五、第三十二條の六第二号口、第三十三條第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三條の二、第三十三條の七第二項並びに第三十三條の二の八を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
(略)	(略)	(略)
第三十三條の二の十一	(略)	(略)
第三十三條の二の十二	法第五十二條第一項	法第七十條の十四において読み替えて準用する法第五十二條第一項

改 正 前

(事業報告書等の届出等)		
第三十三條の二十二 (新設)		
2 法第五十二條第一項の規定に基づく届出を行う場合には、同項各号に掲げる書類（第三十三條第一項第一号に規定する書類については、法第四十二條の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十條の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同條第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）には、副本を添付しなければならない。		
2 法第五十二條第二項の閲覧は、同條第一項の届出に係る書類（第三十三條第一項第一号に規定する書類については、法第四十二條の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十條の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同條第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）であつて過去三年間に届け出られた書類について行うものとする。		
(医療法人の計算に関する規定の準用)		
第三十九條の二十二 前章第四節（第三十二條の五、第三十二條の六第二号口、第三十三條第一項第一号及び第二号並びに第二項、第三十三條の二、第三十三條の七第二項並びに第三十三條の二の八を除く。）の規定は、地域医療連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
(略)	(略)	(略)
第三十三條の二の十一	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

(傍線部分は改正部分)

附 則
 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の二十二第二項の改正規定（「届け出られた書類について」の下に「インターネットの利用その他適切な方法により」を加える部分に限る。）は、令和五年四月一日から施行する。

第三十三条の二十二第二項	法第五十二条第一項各号	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項各号	医療法人	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項	地域医療連携推進法人
第三十三条の二十二第三項	法第五十二条第一項	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項			
第三十三条の二十二第四項	法第五十二条第一項各号	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項各号			
第三十三条の二十二第五項	(略)	(略)			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
第三十三条の二十二第二項	法第五十二条第一項	法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項			
(略)	(略)	(略)			

○ 医療法施行規則第三十九条の二十二の規定による同令第三十三条の二の十二の読替え

(傍線部分は読替部分)

<p>①改正後の第三十九条の二十二の規定による読替後の第三十三条の二の十二</p>	<p>②改正後の第三十九条の二十二の規定による読替前の第三十三条の二の十二</p>	<p>③改正前の第三十九条の二十二の規定による読替後の第三十三条の二の十二</p>	<p>④改正前の第三十九条の二十二の規定による読替前の第三十三条の二の十二</p>
<p>(事業報告書等の届出等) 第三十三条の二の十二 法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第七十条の十四において読み替えて準用する法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき地域医療連携推進法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録</p>	<p>(事業報告書等の届出等) 第三十三条の二の十二 法第五十二条第一項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>一 電磁的方法を利用して自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法</p> <p>二 書面の提出</p> <p>2 前項第一号の措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に法第五十二条第一項各号に掲げる書類に記載された事項を内容とする情報を記録する措置であつて、同項の規定により届出をすべき医療法人が、自ら及び当該届出を受けるべき都道府県知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行うものとす</p>	<p>(事業報告書等の届出等) 第三十三条の二の十二</p>	<p>(事業報告書等の届出等) 第三十三条の二の十二</p>

し、かつ、閲覧することができ
る方式に従つて行うものとする

3 第一項第一号の措置が講じら
れたときは、前項の規定により
厚生労働大臣が管理する電気通
信設備の記録媒体への記録がさ
れた時に法第七十条の十四にお
いて読み替えて準用する法第五
十二条第一項の規定による届出
を受けるべき都道府県知事に到
達したものとみなす。

4 第一項第二号に規定する方法
による届出を行う場合には、法
第七十条の十四において読み替
えて準用する法第五十二条第一
項各号に掲げる書類（第三十三
条第一項第一号に規定する書類
については、法第四十二条の二
第一項第五号の要件に該当する
旨を説明する書類、第三十条の
三十五の三第一項第一号ニに規
定する支給の基準を定めた書類
及び同条第二項に規定する保有
する資産の明細表に限る。）に
は、副本を添付しなければならない。

5 法第七十条の十四において準
用する法第五十二条第二項の閲
覧は、同条第一項の届出に係る
書類（第三十三条第一項第一号

る。

3 第一項第一号の措置が講じら
れたときは、前項の規定により
厚生労働大臣が管理する電気通
信設備の記録媒体への記録がさ
れた時に法第五十二条第一項の
規定による届出を受けるべき都
道府県知事に到達したものとみ
なす。

4 第一項第二号に規定する方法
による届出を行う場合には、法
第五十二条第一項各号に掲げる
書類（第三十三条第一項第一号
に規定する書類については、法
第四十二条の二第一項第五号の
要件に該当する旨を説明する書
類、第三十条の三十五の三第一
項第一号ニに規定する支給の基
準を定めた書類及び同条第二項
に規定する保有する資産の明細
表に限る。）には、副本を添付
しなければならない。

5 法第五十二条第二項の閲覧は
、同条第一項の届出に係る書類
（第三十三条第一項第一号に規
定する書類については、法第四

法第七十条の十四において読
み替えて準用する法第五十二条
第一項の規定に基づく届出を行
う場合には、同項各号に掲げる
書類（第三十三条第一項第一号
に規定する書類については、法
第四十二条の二第一項第五号の
要件に該当する旨を説明する書
類、第三十条の三十五の三第一
項第一号ニに規定する支給の基
準を定めた書類及び同条第二項
に規定する保有する資産の明細
表に限る。）には、副本を添付
しなければならない。

2 法第七十条の十四において準
用する法第五十二条第二項の閲
覧は、同条第一項の届出に係る
書類（第三十三条第一項第一号

法第五十二条第一項の規定に
基づく届出を行う場合には、同
項各号に掲げる書類（第三十三
条第一項第一号に規定する書類
については、法第四十二条の二
第一項第五号の要件に該当する
旨を説明する書類、第三十条の
三十五の三第一項第一号ニに規
定する支給の基準を定めた書類
及び同条第二項に規定する保有
する資産の明細表に限る。）に
は、副本を添付しなければならない。

2 法第五十二条第二項の閲覧は
、同条第一項の届出に係る書類
（第三十三条第一項第一号に規
定する書類については、法第四

に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）であつて過去三年間に届け出られた書類について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）であつて過去三年間に届け出られた書類について、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）であつて過去三年間に届け出られた書類について

十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類、第三十条の三十五の三第一項第一号二に規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表に限る。）であつて過去三年間に届け出られた書類について行うものとする。